

# 公共施設への多摩産材利用 促進プロジェクト

多摩産材と触れあう場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、モデル的な公共施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進します。

## <事業概要>

区市町村が設置または整備する施設において、木材を活用したモデル的な施設整備を支援

### (1) 対象施設

区市町村立施設 { 小・中学校、児童館、図書館、博物館、公園  
陸上競技場、体育館、病院、保健センター等 }

### (2) 対象行為等

対象	木材利用推進方針 策定の有無	使用木材
木造化、内装木質化 木製什器、木製遊具	必要	多摩産材
木製外構施設 { 木塀、門扉、パーゴラ ベンチ、デッキ等 }	不要	国産木材 { うち多摩産材を 3割以上使用 }

\*継続した木材利用を促すため、木材利用推進方針を策定した区市町村に対して補助

\*国産木材の利用を促進し、木塀等の設置を加速化するため、外構施設においては要件を緩和

### (3) 補助額等

- 1区市町村あたり上限3,000万円（補助率1/2）
- 2年間（令和3年度着手、令和4年度完了）の事業も補助対象
- 多摩産材や東京の森林についてのPRを実施

※詳しくは、東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 森づくり推進担当 ☎03(5320)4897まで



写真はすべてイメージです

## ○ 支援の対象事業

区分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に多摩産材をあらわして使用する木造建築物 ※混構造建築物の場合は、木造部分
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として多摩産材を使用する内装木質化 ※多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.01m <sup>3</sup> 以上
木製遊具の整備	多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備 ※多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.08m <sup>3</sup> 以上
木製什器の整備	多摩産材を使用した木製什器の整備 ※多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の50%以上
木製外構施設の整備	多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ※多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012m <sup>3</sup> 以上（うち多摩産材の使用割合30%以上）

（注）いずれも、使用する多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。

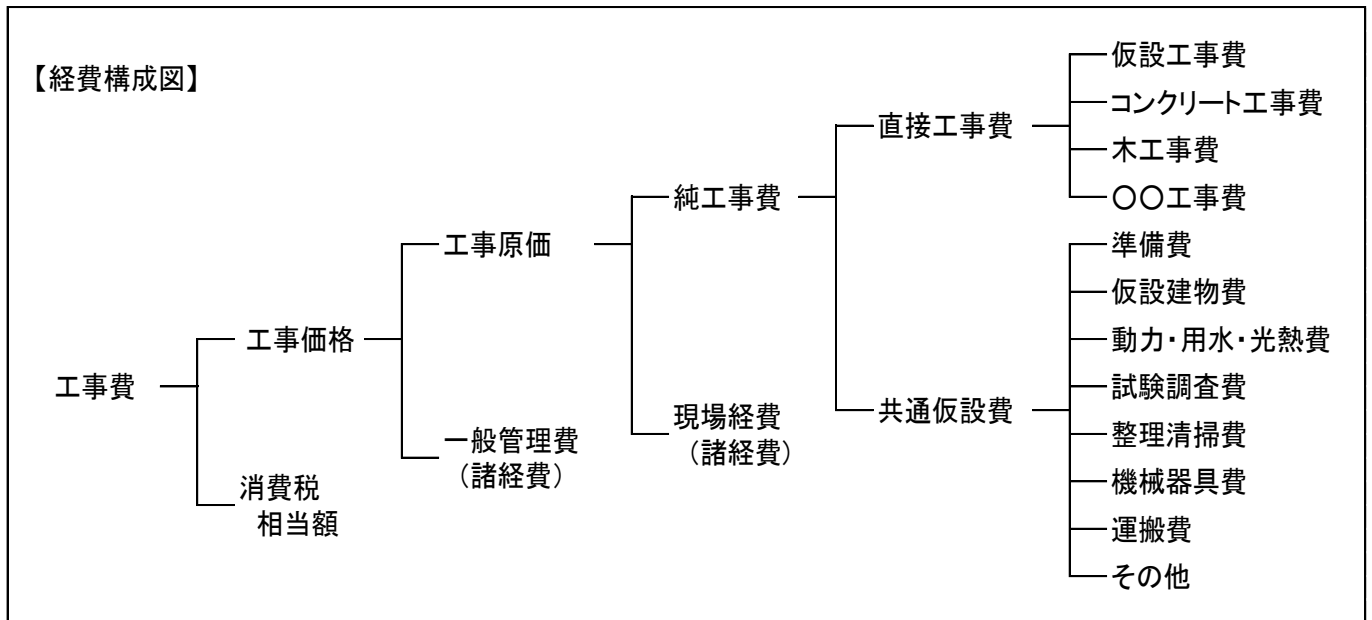
## ○ 支援の対象経費

区分	事業の内容
木造化（建築物の構造材として多摩産材を使用する木造化）に係る経費	天井、柱、梁（はり）等の木造工事のうち、多摩産材を構造材として使用する部分の工事費（※1）
内装木質化（床、壁、建具等の仕上材として多摩産材を使用する内装木質化）に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、多摩産材を仕上げ材として使用する部分の工事費（※1） ※多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.01m <sup>3</sup> 以上
木製遊具の整備（多摩産材を使用した定置型遊具の整備）に係る経費	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費（※1）・安全対策費（※2） ※多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.08m <sup>3</sup> 以上
木製什器の整備（多摩産材を使用した木製什器の整備）に係る経費	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費 ※多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の50%以上
木製外構施設の整備（多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備）に係る経費	木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費（※1） ※多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012m <sup>3</sup> 以上（うち多摩産材の利用割合30%以上）

（注）1 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。

2 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとする。

(※1) 工事費は経費構成図のとおりとし、それぞれ以下に掲げる経費とします。



(※2) 安全対策費は、木製遊具利用者の転落事故等に備え、安全性を高めるため木製遊具と一体的に整備するための経費となります。

[例] 遊具下のゴムチップ舗装（衝撃緩和対策）

## ○ 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A

Q	A
工事全体の中で、一部分のみ補助金申請対象となりうる工事があるが、申請可能か？	補助金申請対象となる部分に係る工事費のみを算出することができれば、申請可能です。
補助金の申請ができるのは、1度だけか？	本事業実施期間（平成30年度から令和4年度まで）の5年間通算で、1区市町村あたり3,000万円が利用可能な補助金の上限額です。この枠内であれば、複数回申請が可能です。
すでにこの補助事業を利用しているが、補助上限額は1,500万円から3,000万円に増額することで、利用可能な残額が増えるということか？	その通りです。すでに利用している自治体においては、補助金の上限額3,000万円からすでに利用いただいた補助金額の累計を差し引いた額が令和4年度末までの利用可能な額となります。
職員のみが利用する施設は対象となるか？	本補助事業は一般都民の目に触れ、木材利用をPRできるものを対象としています。そのため、職員しか立入りや利用ができない箇所については対象外となります。

# ○ 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A

Q

A

公園に木製ベンチを設置したいが、設置場所の都合上ベンチを固定することができない。木製外構施設の整備で申請が可能か？

設置場所の都合等でやむなく固定ができない場合も、屋外での使用が主ということであれば、木製外構施設の整備で申請可能です。

木製遊具の整備は、多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備とあるが、室内で子供向けに整備する積み木などの木製遊具は対象外なのか？

室内で子供向けに整備する積み木などの遊具は、木製什器の整備として対象としています。  
「木製遊具」と「木製什器」では、多摩産材使用量の要件が変わるので注意ください。

木材利用推進方針に多摩産材の利用を明記しないと、補助金を利用できないのか？

当プロジェクトで木製外構工事以外の事業を実施する場合は、木材利用推進方針の策定が必要ですが、その方針の内容については要件としていません。本補助事業をはじめ、東京の森林整備を促進する観点から東京の木多摩産材の利用拡大の取組みをお願いします。

木製外構工事以外は、木材利用推進方針の策定が必要とのことだが、方針は事業計画の申請までに策定する必要があるのか？

本補助金の支援対象者は方針策定済みの自治体とする（実施要綱第5（支援対象者））としていることから、事業計画申請時には策定済であることが必要です。

「東京の森林や多摩産材のPR」とは、どんな方法があるか？

対象施設に、当該施設・設備は多摩産材で作成されている旨の表示をしていただく、また、ホームページで情報発信する等、木材利用の意義を利用者の皆さまにお知らせできる工夫をお願いします。「木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材等の利用拡大を図ること」を目的とする、本事業の趣旨をご理解ください。

[要綱・要領・事業費補助金交付要綱・申請様式等資料に関して、詳しくはこちらへ](#)

URL:<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/kiiku/tama/sanzai/kokyo/>

東京都産業労働局

English 文字サイズ・色合い変更 都庁総合トップページ

サイトマップ

検索

産業労働局について 分野別のご案内 統計・調査 申請・手続き 審議会答申・プラン等 情報公開 窓口案内

トップ > 農林水産 > 林業 > 木材利用と木育 > 多摩産材の利用拡大 > 東京の木多摩産材 > 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業

農林水産

総合案内

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業